

瑞浪市国土強靱化地域計画

—概要版—

国土強靱化 ～強くしなやかな生活の実現を～

わが国はこれまで様々な大規模自然災害を経験し、その度に、甚大な被害の発生と長期間にわたる復旧・復興を繰り返してきました。

この現実を目をつぶることなく、これを避けるためには、過去の教訓に学び、人命を守り、経済社会への被害が致命的なものにならず迅速に回復できる「強さとしなやかさ」を備えた国土利用、経済社会システムを日頃から構築しておく「国土強靱化」の取組みが重要です。

国では、平成 25 年に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」を公布・施行し、「国土強靱化基本計画」に基づき、国土強靱化に関する施策を推進しています。

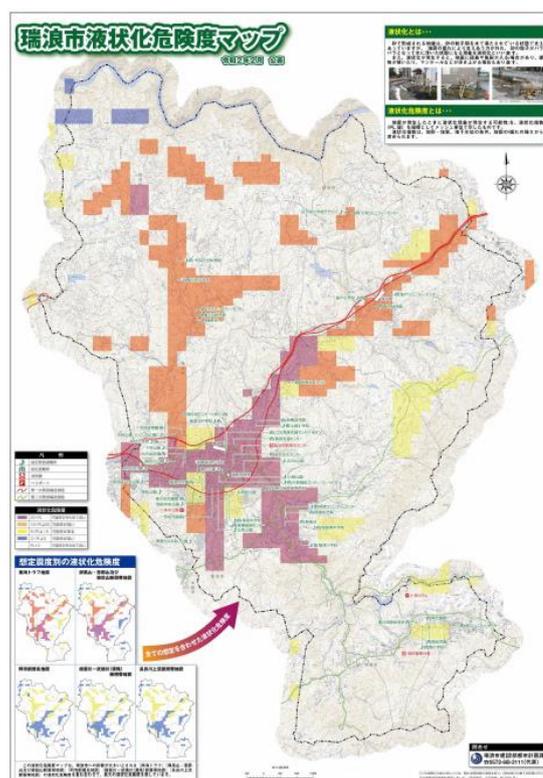
また、岐阜県でも平成 27 年に「岐阜県強靱化計画」を策定し、どのような自然災害が起こっても元気であり続ける県をつくるための各分野の方針に基づき、施策を推進しています。

瑞浪市を「強靱な地域」につくりあげるために

本市では、「昭和 47 年 7 月豪雨」において死者 6 名、家屋全壊 13 棟、流失 6 棟に及び被害が発生したのをはじめ、近年でも集中豪雨により家屋や道路に被害が発生するなど、多くの自然災害を経験してきました。

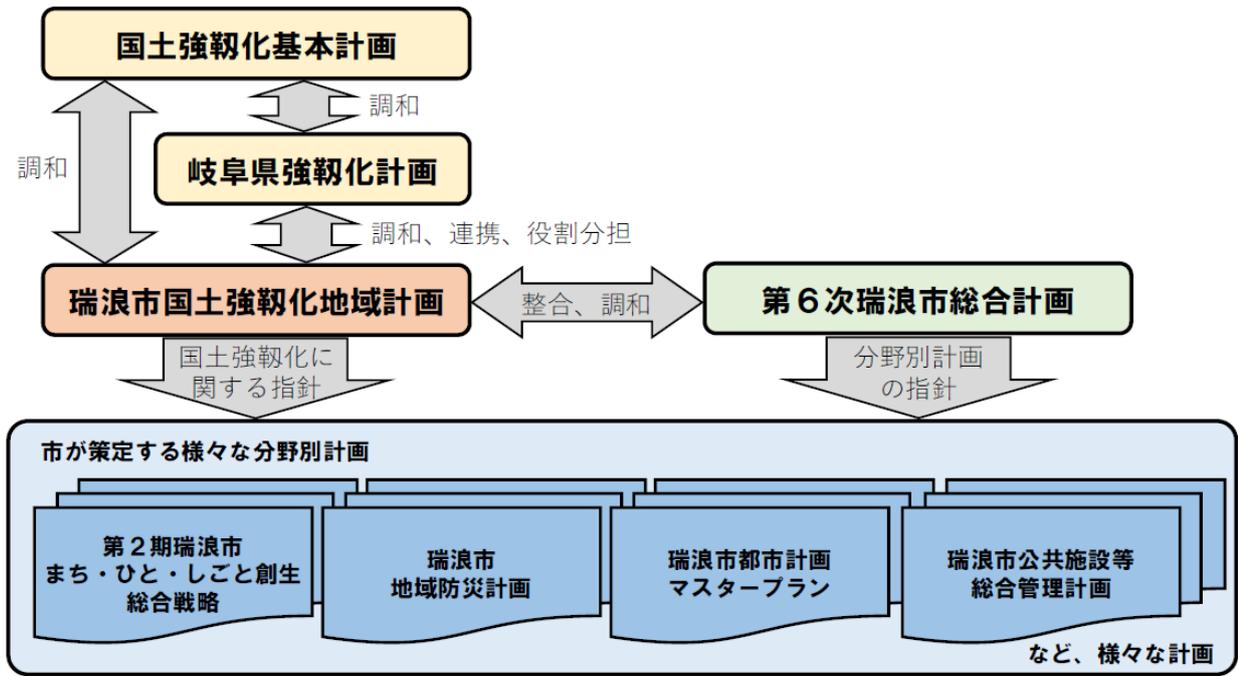
さらに、市内の中心部を流れる土岐川等の河川での氾濫や山間部等での土砂災害といった風水害のほか、南海トラフ地震等の地震など、今後も様々な自然災害のリスクに直面しています。

したがって、本市においても、今後、国や岐阜県の強靱化に関する施策と調和を図りながら、県内の市町村、民間事業者など関係機関とも連携し、大規模自然災害が起きても機能不全に陥らず、元気であり続ける「強靱な地域」をつくりあげる取組みを推進することが必要です。こうしたことから、今回、本市の強靱化の指針となる「瑞浪市国土強靱化地域計画」を策定しました。



計画の位置づけ

瑞浪市国土強靱化地域計画は、本市の強靱化に関して、本市が有する様々な分野の計画等の指針で、第6次瑞浪市総合計画とともに、他の計画の上位に位置づけられる「アンブレラ計画」としての性格を有しています。また、国土強靱化基本計画や岐阜県強靱化計画との調和・連携を図ります。



基本目標と基本方針

本市の強靱化を進めるために、国土強靱化基本計画及び岐阜県強靱化計画の基本目標を踏襲し、「強さ」と「しなやかさ」を持った安全・安心な国土・地域・経済社会の構築を推進する4つの基本目標と3つの基本方針を設定しました。

基本目標

- (1) 市民の生命の保護が最大限図られること
- (2) 市の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- (3) 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- (4) 迅速な復旧復興

基本方針

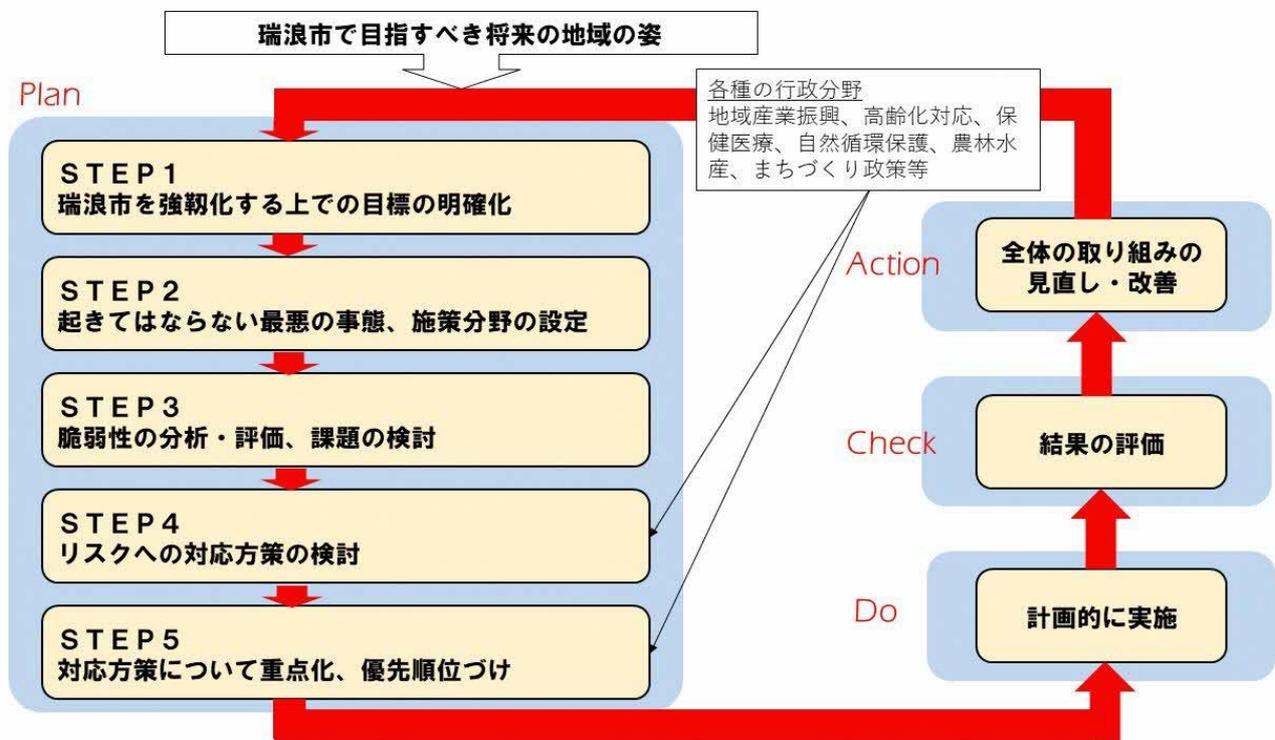
- (1) 地域特性を踏まえた取組促進
- (2) 効率的・効果的な取組促進
- (3) 防災教育・人材育成と官民連携の取組推進

策定の作業経過と取組みの推進の流れ

本計画では、国土強靱化基本計画及び岐阜県強靱化計画との調和を図るとともに、基礎自治体としての役割等を踏まえ、さらに、本市の地域特性や想定される災害を考慮しながら、8つの「事前に備えるべき目標」と27の「起きてはならない最悪の事態」を設定しました（次頁参照）。

これを基に、本市が進めている関連施策を洗い出し、取組状況を整理した上で、成果や課題を分析・評価しました（脆弱性評価）。その上で、本市の強靱化の上での対応方針、具体的な取組みを検討し、取りまとめました。

具体的な取組みは、「瑞浪市国土強靱化地域計画アクションプラン」に取りまとめ、毎年度、進捗管理（PDCA）を行います。



計画の今後の見直し

瑞浪市国土強靱化地域計画が対象とする期間は、第6次瑞浪市総合計画後期基本計画の計画期間と合わせ、令和2年度から令和5年度までとしました。その後は、計画期間を5年間として運用しますが、計画期間中であっても、社会情勢の急激な変化や、他地域での大規模自然災害により新たな教訓が得られる際など、新たに想定されるリスク等を踏まえ、必要に応じて、計画の見直しを行うものとします。

本市が他に策定している関連分野別の計画については、それぞれの見直しの際、瑞浪市国土強靱化地域計画との整合を図ります。

瑞浪市で起きてはならない最悪の事態

	事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態
1	大規模災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる	1-1	巨大地震による住宅・建築物の倒壊や密集市街地等の大規模火災に伴う甚大な人的被害の発生
		1-2	集中豪雨による市街地や集落等の大規模かつ長期にわたる浸水被害の発生
		1-3	大規模土砂災害による住宅地等の壊滅や甚大な人的被害の発生
		1-4	亜炭鉱廃坑跡の大規模陥没による市街地崩壊に伴う死傷者の発生
		1-5	避難行動に必要な情報が適切に住民に提供されないことや情報伝達の不備等による人的被害の発生
2	大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）	2-1	被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
		2-2	多数かつ長期にわたる孤立集落の同時発生
		2-3	消防等の被災による救助、救急活動等の遅れ及び救助、救急資器材の不足
		2-4	医療・福祉施設及び関係者の絶対的不足・被災
		2-5	劣悪な生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生
3	大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	庁舎及び関係施設の職員・施設等の被災による行政機能の大幅な低下
		3-2	幼稚園・保育園、小中学校施設等の被災による教育・保育機能の低下
4	大規模災害直後から、必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	4-1	防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止
		4-2	テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態
		4-3	災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態
5	大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない	5-1	サプライチェーンの寸断等による経済活動の麻痺や風評被害などによる観光経済等への影響
		5-2	幹線が分断する等、基幹的交通ネットワークの長期間にわたる機能停止
		5-3	食糧や物資の供給の途絶
6	大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要な最低限の電気、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る	6-1	ライフライン（電気、上下水道等）の長期間にわたる機能の停止
		6-2	地域交通ネットワークが分断する事態
7	制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	7-1	ため池、堤防、防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生
		7-2	農地・森林等の荒廃による被害の拡大
8	大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する	8-1	災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興の大幅な遅れ
		8-2	人材等の不足による復旧・復興の大幅な遅れ
		8-3	幹線道路の損壊や広域的地盤沈下等による復旧・復興の大幅な遅れ
		8-4	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失
		8-5	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態